

短期集中運動型デイサービスの人員基準の見直しについて（案）

短期集中運動型デイサービス事業者への運営状況のヒアリングにおいて、主任指導員及び指導員の人員基準が10人を超える毎にそれぞれ増加するため、各5:1程度の利用者数に応じた段階的な人員基準にできないかなどの意見があつたことを踏まえ、当該サービスの運営実態に即した人員基準に見直し、短期集中運動型デイサービス事業者の参入促進及び円滑な運営を図る。

改正案

（網掛け=令和元年度第2回高齢者施策推進協議会資料（11/14開催）からの修正箇所）

職種	現行	改正案																		
管理者	常勤1以上 ※資格要件なし。兼務可。	同左																		
サービス計画作成者	常勤1以上 <資格要件> 理学療法士、作業療法士、保健師、看護師。兼務可	専従1以上 ※利用者の処遇に支障がない場合、兼務可。また非常勤でも差し支えない <資格要件> 同左																		
主任指導員	【利用者10人以下】 サービス提供時間を通じて専従1以上 【利用者11人以上】 利用者の数を10で除した数以上 <資格要件> 理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導師、健康運動実践指導者、介護予防運動指導員	サービス提供時間を通じて利用者5人につき常勤換算1人以上 うち、1人以上は常勤の主任指導員 主任指導員は利用者15人につき1以上 <資格要件（主任指導員）> 左記+准看護師																		
指導員	【利用者10人以下】 サービス提供時間を通じて専従1以上 【利用者11人以上】 利用者の数を10で除した数以上 ※資格要件なし	(例：利用者5人の場合) <table border="1"> <tr> <th>職種</th><th>現行</th><th>改正案</th></tr> <tr> <td>主任指導員</td><td>1人</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>指導員</td><td>1人</td><td>0人</td></tr> </table> ※改正案：利用者5名÷5=1名 (内、常勤の主任指導員1名以上) (例：利用者11人の場合) <table border="1"> <tr> <th>職種</th><th>現行</th><th>改正案</th></tr> <tr> <td>主任指導員</td><td>2人</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>指導員</td><td>2人</td><td>1.2人</td></tr> </table> ※改正案：利用者11名÷5=2.2名 (内、常勤の主任指導員1名以上)	職種	現行	改正案	主任指導員	1人	1人	指導員	1人	0人	職種	現行	改正案	主任指導員	2人	1人	指導員	2人	1.2人
職種	現行	改正案																		
主任指導員	1人	1人																		
指導員	1人	0人																		
職種	現行	改正案																		
主任指導員	2人	1人																		
指導員	2人	1.2人																		
主任指導員・指導員 共通	主任指導員又は指導員のうち1人以上は常勤																			

参考資料 1

総合事業における事業所指定状況について（令和2年11月1日時点）

令和2年11月1日時点

行政区	訪問型サービス			通所型サービス			訪問型 サービス 合計	通所型 サービス 合計	合計
	介護型ヘルプサービス	生活支援型ヘルプサービス	支え合い型ヘルプサービス	介護予防型デイサービス	短時間型デイサービス	短期集中運動型デイサービス			
北区	28	16	3	32	5	0	47	37	84
上京区	19	13	8	24	8	0	40	32	72
左京区	30	15	9	32	5	0	54	37	91
中京区	25	16	6	23	2	0	47	25	72
東山区	10	7	2	7	1	0	19	8	27
山科区	31	20	11	45	5	0	62	50	112
下京区	26	13	6	17	0	0	45	17	62
南区	24	16	5	26	5	1	45	32	77
右京区	52	32	11	57	6	0	95	63	158
西京区	36	23	11	37	8	0	70	45	115
伏見区	68	47	29	72	12	3	144	87	231
合計	349	218	101	372	57	4	668	433	1,101

参考資料2

平成29年度第5回京都市高齢者施策推進協議会（H30.2.23）資料6 抜粋

介護予防・生活支援サービス事業に係る課題及び今後の対応策について

(1) 新設サービス（基準を緩和したサービスなど）に関する課題等 (下線部が、第3回高齢者施策推進協議会資料からの主な追記箇所)

項目(サービス類型)	課題及び現在の対応状況	今後の対応策(案)
短期集中運動型デイサービス	<p>① 指定事業所が少ない。 ② サービスのプログラムが確立されていない。 ③ 利用のイメージがつかない。 ④ サービス利用終了後の行き先（通いの場等）の整備や円滑な移行に向けた支援が必要である。</p> <p>⇒①② リハビリテーション専門職による個別の機能訓練等が、利用者の状態の回復に対して効果を上げていることが確認できている。</p> <p>優良なプログラムの共有等によるサービスの確立や質の向上を目指し、情報交換会についても実施している。</p> <p>③ 12月に開催した介護予防シンポジウムにおいて、既存の短期集中運動型デイサービス事業者から、利用者像やの具体的な効果等の事例の提供を行った。</p> <p>④ 健康長寿サロンや介護予防に係る自主グループづくりを進めている。</p>	<p>○ 指定事業所の確保に向けた取組として、取組の意義や優良事例のPRを行い、地域包括支援センターや介護予防推進センター等も含めた関係機関との認識共有を図り、利用を促進する。また、フレイル予防の観点から栄養改善加算及び口腔機能向上加算を設定する。</p> <p>※ 加算設定(案)</p> <p>栄養改善加算：150単位／月 口腔機能向上加算：150単位／月</p> <p>○ 実際の事例を通じて利用の流れをモデル的に積み重ねることで利用促進を図る。</p> <p>○ 利用後の行き先の整備や円滑な移行に向け、地域介護予防推進センター等を通じた介護予防に係る自主グループ育成を一層推進するとともに、地域包括支援センターや指定事業所などとの連携、自主的な介護予防活動等に係る情報共有を進めていく。</p>